

ぜひご利用ください！

電気式生ごみ処理機の購入費を助成します

町では、一般家庭から排出される生ごみの減量及び堆肥化による有効利用を促進するため、電気式生ごみ処理機購入費の一部を助成しております。

処理機購入の申し込み

助成金の交付を希望される方は、処理機の購入前に役場町民環境課・宮原振興局総務振興課に備え付けの事前申込書に必要事項を記入のうえ提出してください。

申し込み内容を審査のうえ、助成金交付予定者には「電気式生ごみ処理機購入承諾書」でお知らせします。

必ず事前申し込みを行い、承諾書を受け取った後購入してください。承諾前に購入された場合は、助成金の交付対象になりませんので、ご注意ください。

◆受付期間

平成23年3月11日(金)まで

◆助成基数

50基(平成22年度)残り多数あり

※1世帯1基とし、同居世帯は1世帯として扱います。

◆交付対象者

助成金の交付を受けることができる方は、次の条件を満たす方です。

●町内に住所を有し、かつ、居住している方

●一般家庭において電気式生ごみ処理機を設置する場所を確保している方

●自己の責任において電気式生ごみ処理機を適正に維持管理できる方

●堆肥化された生ごみを自ら適正に処理できる方

●氷川町内の販売店から購入できる方

●町税等を完納している方(世帯員を含む)

◆助成金の額

電気式生ごみ処理機購入金額(消費税含む)の2分の1以内で、上限25,000円(購入費には電源工事代や別売品、処理機の配達費用は含まれません。)

なお、100円未満の端数が生じた場合は切り捨てた金額になります。

◆ごみ処理機の効果

燃やせるごみのうち生ごみは約40%で、これを分解・乾燥化させることにより、燃やせるごみを従来よりも少なくできます。また、家庭内で保管する生ごみが無くなることにより、悪臭などに悩むこともありません。

①集積所での悪臭、汚水が無くなりま

②燃やせるごみを集積所まで運ぶ労力が軽減できます。

③「燃やせるごみ」の排出回数を減らすことができます。

④台所での悪臭、汚水が無くなりま

⑤堆肥化された生ごみを家庭菜園、ガーデニングなどの肥料として活用

◆処理できるもの

野菜・肉・魚・果物・パンなど一般的に人が食べる食材・調理物が処理できます。



電気式生ごみ処理機購入助成取扱店の募集について

町の制度により購入費が助成される「電気式生ごみ処理機」を販売する取扱店の登録受付を開始します。

登録店については、購入者への案内を予定しています。

- 登録要件 町内に店舗があり、配達ができること
- 受付期間 11月1日(月)～11月15日(月)
- 登録申込先 氷川町役場 町民環境課 町民環境係



お問い合わせ先 氷川町役場 町民環境課 町民環境係 ☎ 52 - 5851

個人住民税

「給与所得者の扶養親族申告書」

地方税法の改正により、給与の支払を受ける人は、毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに個人住民税の「給与所得者の扶養親族申告書」を給与

の支払者に提出しなければならぬこととされました。

個人住民税の「給与所得者の扶養親族申告書」は、納税者の皆さまの利便

<参考>「住民税に関する事項」欄の記載例(イメージ)

平成23年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

この申告書は、あなたの給与について配偶者控除や扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。この申告書は、控除対象配偶者や扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。

あなたに控除対象配偶者や扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	平成23年中の所得の見積額	異動月日及び事由
A 控除対象配偶者	山川 明子	妻	10.12.24	熊本県氷川町阿島地642	300,000	
B 控除対象扶養親族(16歳未満)						
C 障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生						

○この申告書及び裏面の「申告についてのご注意」等は、平成22年9月1日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成してあります。

○「主たる給与」とは、この申告書を出した給与の支払者から受ける給与をいいます。

○控除対象配偶者が老人控除対象配偶者に該当する場合には「老人控除対象配偶者又は老人扶養親族」欄に○印を付けてください。

○控除対象扶養親族が老人扶養親族に該当する場合には、その老人扶養親族が同居老親等に該当するときは同欄の「同居老親等」の文字を、同居老親等以外の老人扶養親族であるときは「その他」の文字を○で囲んでください。また、控除対象扶養親族が特定扶養親族に該当する場合には、「特定扶養親族」欄に○印を付けてください。

○この申告書の記載に当たっては、裏面の「申告についてのご注意」等をお読みください。

氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	平成23年中の所得の見積額	異動月日及び事由
山川 太郎	子	10.9.8	熊本県氷川町阿島地642	0	
山川 次郎	子	15.4.15	〃	0	

○「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の2第1項及び第2項並びに第37条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出しなければならないとされている給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。

住民税に関する事項：年齢16歳未満の扶養親族を記載

性を考慮し、所得税の「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」と統合した1枚の様式によることとしています。そのため、給与の支払を受ける人は、平成23年分から「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の「住民税に関する事項」欄に年齢16歳未満の扶養親族を記載することになります。

※年齢16歳未満の扶養親族に対する扶養控除は廃止されますが、個人住民税の算定(非課税限度額の算定)等の際に使用するため、年齢16歳未満の扶養親族の方を申告していただくものです。

(注)年齢16歳未満の扶養親族に対する扶養控除の廃止は、所得税は平成23年分から、個人住民税は平成24年度分から適用

※公的年金等の受給者の扶養親族等申告書についても同様の措置を講じます。

※「住民税に関する事項」の具体的な記入方法などについては、左記担当にお問い合わせください。

※総務省ホームページ
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/34623.html
町ホームページ
http://www.hikawacyou.hinokuni-net.jp/

「ご掲載」ごめりまの「ごめりま」をご覧ください。

お問い合わせ先 税務課 住民税係 ☎ 52-5853

税務署からのお知らせ

この度、遺族の方が年金として受給する生命保険金のうち、相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象にならないとする最高裁判所の判決がありました。そこで、このような年金に係る税務上の取扱いを改めることとしましたので、お知らせします。これにより、平成17年分から平成21年分までの各年分について所得税が納めすぎとなっている方につきましては、その納めすぎとなっている所得税が還付となります。

お手数をお掛けしますが、必要な手続き(更正の請求又は確定申告など)をしていただきますようお願いいたします。

この取扱いの変更の対象となる方や所得税の還付のお手続きについては、国税庁ホームページ [www.nta.go.jp] をご覧いただくか、最寄りの税務署にお問い合わせください。

※平成22年12月末で還付できる期限を迎えるものもありますので、お早目のお手続きをお願いします。

※受け取られた年金の受給権が相続税や贈与税の課税対象となる場合は、実際に相続税や贈与税の納税額が生じなかった方も対象となります。